

令和 5 年 第 1 回 臨時 会

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所 管 事 項 關 係 ——

令 和 5 年 7 月 2 8 日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 所管事項関係

1	社会福祉施設及び医療施設における被害状況について	(福祉政策課)	1
2	大雨への対応状況について	(福祉政策課)	2
3	災害復旧に係る補助・融資制度について	(福祉政策課)	3
4	大雨災害に関連する貸付事業・支援について	(地域・家庭福祉課)	4

社会福祉施設及び医療施設における被害状況について

健康福祉部

<社会福祉施設>

7月27日（木）現在

市町村名	種別		被害施設数	定員数合計	被害状況（施設数）			現況（施設数）		
					浸水等	断水	避難	避難中	休業中	一部業務休止中
秋田市	高齢者施設	入所系	10	311	10		9	4	2	
		通所・訪問系	6	92	6				1	
	障害福祉施設	入所系	6	90	3	2	4	2	1	
		通所・訪問系	17	292	15	2				
	児童福祉施設	入所系	1	30	1		1			
小計			40	815	35	4	14	6	4	0
能代市	高齢者施設	入所系	1	70	1					
	小計		1	70	1	0	0	0	0	0
男鹿市	高齢者施設	入所系	7	320	1	6	1	1		
	障害福祉施設	入所系	1	80		1				
		通所・訪問系	4	86		4				
	小計		12	486	1	11	1	1	0	0
大仙市	高齢者施設	入所系	1	57		1				
	小計		1	57	0	1	0	0	0	0
藤里町	障害福祉施設	入所系	1	16			1			
	小計		1	16	0	0	1	0	0	0
三種町	高齢者施設	入所系	1	82	1					
	小計		1	82	1	0	0	0	0	0
八峰町	障害福祉施設	入所系	1	5		1	1			
		通所・訪問系	3	70		3				
	小計		4	75	0	4	1	0	0	0
五城目町	高齢者施設	入所系	3	143	3	3	3	3	2	
	障害福祉施設	通所・訪問系	5	70		5				
	保護施設	入所系	1	18	1	1	1	1	1	
	小計		9	231	4	9	4	4	3	0
合計			69	1,832	42	29	21	11	7	0

<医療施設>

7月26日（水）現在

市町村名	種別 病院・診療所	被害施設数	許可病床数 合計	被害状況（施設数）				現況（施設数）	
				浸水等	停電	断水	避難	休診中	一部診療制限中
秋田市	病院	8	2,132	6	2	1	1		2
	診療所	38	19	38	2			3	1
	歯科診療所	13		13				3	
	小計	59	2,151	57	4	1	1	6	3
男鹿市	病院	1	145			1			
	診療所	1				1			
小計		2	145	0	0	2	0	0	0
湯上市	診療所	3	19	3					
	小計	3	19	3	0	0	0	0	0
大仙市	病院	1	177			1			
	小計	1	177	0	0	1	0	0	0
八峰町	歯科診療所	1				1			
	小計	1	0	0	0	1	0	0	0
五城目町	診療所	4		2		2		1	1
	歯科診療所	1	1	1		1			
	小計	5	1	3	0	3	0	1	1
合計		71	2,493	63	4	8	1	7	4

※ 社会福祉施設・医療施設ともに、

被害状況の施設数については、複数の被害を受けた施設があるため、合計数は、被害施設数と一致しない。

大雨への対応状況について

健康福祉部

<DMATの派遣等>

- ・ 秋田県保健医療調整本部を設置し、避難所における医療ニーズの把握を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医師会による支援チームを秋田市及び五城目町へ派遣。（ともに、延べ14チーム）
- ・ 浸水被害のあった病院において、DMATと自衛隊の協力を得て、他の病院への患者移送を実施。
- ・ 秋田赤十字病院の日赤災害医療コーディネートチームによる秋田市保健所の業務支援、救護班による避難所の巡回診療を実施。

<DPATの派遣>

- ・ 避難者のメンタルヘルスケアのニーズへの対応として、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を秋田市へ派遣。（延べ3チーム）

<保健師等の派遣>

- ・ 被災者の健康観察等の応援として、県の保健所から保健師を能代市及び五城目町へ派遣。（延べ22人）
- ・ 感染予防対策の観点から助言を得るため、秋田大学の感染症専門家を五城目町へ派遣。

※派遣実績は全て令和5年7月26日（水）現在

災害復旧に係る補助・融資制度について

健康福祉部

<補助制度>

NO	事業名	対象経費	対象施設	補助率	備考
1	児童福祉施設等災害復旧費 国庫補助金	・児童福祉施設等の建物及び建物附属設備の復旧費用	・児童養護施設、乳児院 ・母子・父子福祉センター 等	3/4 2/3	間接補助 (県1/3、国2/3) (県1/2、国1/2)
			・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・障害児入所施設 等	3/4	間接補助 (県1/3、国2/3)
2	社会福祉施設等災害復旧費 国庫補助金	・社会福祉施設等の建物及び建物附属設備の復旧費用	・保護施設（救護施設）	3/4	間接補助 (県1/3、国2/3)
			・老人福祉施設	3/4	間接補助 (県1/3、国2/3)
			・障害福祉サービス事業所 ・障害者支援施設 等	3/4	間接補助 (県1/3、国2/3)
3	保健衛生施設等災害復旧費 国庫補助金	・保健衛生施設等の建物及び建物附属設備の復旧費用	・感染症指定医療機関 ・精神科病院 等	—	被害状況に応じて国において決定
4	医療施設等災害復旧費補助 金	・医療施設等の建物及び建物附属設備の復旧費用 ・医療用設備（CT等建物と一体で復旧する医療機器）の 復旧費用	・公的医療機関、政策医療実施機関 ・医療関係者養成所施設 ・その他研修施設 等	1/2	激甚災害による被災の場合 ・公的医療機関の補助率は2/3 ・医療機器の復旧費用も対象

<融資制度> ※独立行政法人 福祉医療機構

NO	事業名	対象者	種類	融資率	備考
1	福祉貸付制度	・施設等に直接被害を受けた方であって、災害による被害である旨、都道府県等の長からの意見書が交付されたもの	・設置・整備資金 ・経営資金	90%	【対象施設】 ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設 等
2	医療貸付制度	・施設等に直接被害を受けた方 ・施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方	・増改築資金	90%	【対象施設】 ・病院 ・診療所（有床・無床） ・介護老人保健施設 ・介護医療院
			・機械購入資金		
			・長期運転資金		

1 生活福祉資金貸付事業

(1) 貸付対象

- ・低所得世帯（市町村民税非課税程度の世帯）
- ・障害者世帯（身体・知的・精神障害等）
- ・高齢者世帯（65歳以上の者の属する世帯）
 ※ 原則、公的資金（災害援護資金貸付金制度含む。）の貸付を受けている者、生活保護受給者を除く。

(2) 貸付内容

種類	対象費用	貸付限度額	償還期間
災害	復旧のため必要な経費	150万円	7年以内
住宅	住宅の増改築、補修、公営住宅の譲り受け	250万円	7年以内
住宅入居	入居時の礼金・敷金等	40万円	10年以内

- ・連帯保証人の設定により、無利子で貸付を受けることが可能。通常時の貸付利率…年率1.5%

(3) 償還に関する救済制度

災害等やむを得ない事情がある場合、申請に基づき貸付金の償還を猶予できる場合がある。猶予期間は再申請により更新可能。その間の利子はかからない。万が一、借受人等が死亡し、相続人、保証人等が支払困難な場合は申請により償還免除が可能。

(4) 相談窓口

各市町村社会福祉協議会、秋田県社会福祉協議会

2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(1) 貸付対象

- ・母子、父子、寡婦世帯
 ※ 審査会において、生活状況、償還能力の有無等を総合的に判断し、貸付の可否を決定。

(2) 貸付内容

種類	対象費用	貸付限度額	償還期間
住宅資金	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築	150～200万円	6～7年以内
転宅資金	住宅の賃借	26万円	3年以内

- ・貸付の日から6ヶ月間は、据置期間（利息のみ返済）とすることができる。
- ・連帯保証人の設定により、無利子で貸付を受けることが可能。通常時の貸付利率…年率1.0%

(3) 償還に関する救済制度

被災により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを最長1年間猶予する。
 また、被災後1年以内に住宅資金等の貸付を受ける場合、据置期間を最長2年間延長する。

(4) 相談窓口

各市福祉事務所、県福祉事務所（町村）

3 秋田県大雨災害義援金の募集

(1) 趣 旨

令和5年7月14日からの大雨により、県内の広い範囲において床上浸水等の被害が発生したことから、被災者の生活支援等を図るため、広く一般の方々から義援金を募集するものである。

(2) 実施主体

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会

(3) 構成団体

県、被災市町村、秋田県社会福祉協議会、報道機関、秋田県市長会、秋田県町村会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会

(4) 募集期間

令和5年7月21日（金）～令和5年10月31日（火）

(5) 義援金の取扱い窓口及び受付口座

- ・日本赤十字社秋田県支部と社会福祉法人秋田県共同募金会で受け付けており、それぞれ、秋田銀行、北都銀行に口座を開設している（いずれに入金しても合計額を一体的に配分）。
- ・それぞれの金融機関からの窓口振込であれば、振込手数料は無料。
- ・地方自治体への寄付金として、税制上の優遇措置有。

(6) 配分方法

- ・委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し、協議の上、適正に被災市町村に配分する。
- ・義援金の配分対象地域は、床上浸水以上の住家被害が確認された市町村とする。

4 災害ボランティアセンター

(1) 県災害ボランティア支援センター

秋田県地域防災計画における災害ボランティア活動支援指針に基づき、7月17日に社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に「秋田県災害ボランティア支援センター」の設置を要請し、同日付けで設置。

<活動内容>

- ・各市町村災害ボランティアセンターの運営支援
- ・県内外社会福祉協議会の応援職員の派遣要請・調整 等

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置状況

- ①秋田市（7月17日設置）
 - ・本部と活動拠点サテライト3か所（北部、南部、東部）で対応。7月24日からは北部休止。
- ②能代市（7月18日設置）
- ③男鹿市（7月18日設置）→7月23日閉鎖
- ④仙北市（7月19日設置）→7月26日閉鎖
- ⑤上小阿仁村（7月19日設置）→7月23日閉鎖
- ⑥五城目町（7月19日設置）
 - ※ 市町村社会福祉協議会に設置。その他市町村で被害がある場合は、通常のボランティアセンターで対応。

(3) 災害ボランティアの受付窓口

市町村災害ボランティアセンターで行うが、団体の場合は必要に応じ県災害ボランティア支援センターで調整。

【参考】

市町村災害ボランティアセンターの設置・活動状況について

令和5年7月26日現在

市町村社協	設置日	活動開始日	活動延べ件数 (件)	ボランティア延べ人数 (人)	備考
秋田市	7/17 (月)	7/19 (水)	245	1,564	
能代市	7/18 (火)	7/18 (火)	62	403	
男鹿市	7/18 (火)	7/19 (水)	15	80	7/23 (日) 閉鎖
仙北市	7/19 (水)	7/20 (木)	1	4	7/26 (水) 閉鎖
上小阿仁村	7/19 (水)	7/20 (木)	9	50	7/23 (日) 閉鎖
五城目町	7/19 (水)	7/19 (水)	234	871	

【主な活動内容 (共通)】

家屋等の泥出し、家財撤去、清掃活動、消毒作業、ゴミの搬出等